

防研企第771号
30.7.26

副 所 長
研 究 幹 事
各 部 長 殿
戦史研究センター長
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

政策支援プロジェクトについて（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

政策支援プロジェクトについて

（趣旨）

第1 防衛研究所の在り方に関する検討委員会における検討を踏まえ、防衛研究所が防衛省唯一のシンクタンクとして、防衛省が直面する政策課題に適時・適切に対応できる態勢をとり、主体的な判断により機動的に政策立案部局を支援することが必要であるとの観点から、防衛研究所の調査研究に関する達（平成11年防衛研究所達第1号）に規定する調査研究とは別に、政策支援プロジェクトを実施する。

（政策支援プロジェクトの実施方法等）

第2 政策支援プロジェクトは、成果として文書の提出に限らず、研究会又は説明会の開催、政策立案担当者への個別の説明その他機動的に政策立案部局を支援するために行うという目的に照らして適切な方法で行うことができるものとする。

（政策支援プロジェクト委員会）

第3 政策支援プロジェクトの実施に関して審議するため、政策支援プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会とは所長、副所長、研究幹事、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）、特別研究官（政策シミュレーション担当）、企画部企画調整課長及び研究調整官をもって構成する。

3 委員長は所長とし、委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

（政策支援プロジェクト実施の申請等）

第4 政策支援プロジェクトを実施することを希望する防衛研究所の職員は、当該政策支援プロジェクトの目的、内容、実施形態及び実施時期その他当該政策支援プロジェクトの実施に関して必要な事項を具体的に記載した書面を研究調整官に提出することができる。

2 研究調整官は、前項の申請書の提出を受けた場合、順序を経て委員長に報告するものとする。

- 3 委員は、政策支援プロジェクトを実施する必要があると認める場合、その旨を委員長に申し出ることができる。

(政策支援プロジェクトの実施の決定等)

- 第5 委員長は、第4第2項の報告又は同第3項の申し出を受けた場合であって当該報告等に係る政策支援プロジェクトを実施する必要があると判断する場合その他政策支援プロジェクトを実施する必要があると認めた場合には、委員会を招集することができる。
- 2 委員会においては、政策支援プロジェクトの実施の要否及び実施する場合の政策支援プロジェクトの目的、内容、実施形態並びに実施時期その他当該政策支援プロジェクトの実施に関し必要な事項について審議を行う。
- 3 所長は、前項の審議を踏まえ、当該審議に係る政策支援プロジェクトを実施するか否かを決定するものとする。
- 4 所長は、政策支援プロジェクトを実施することを決定した場合には、当該政策支援プロジェクト目的、内容、実施形態、実施時期及び実施担当者その他当該政策支援プロジェクトの実施に関し必要な事項を定めて通達するものとする。

(政策支援プロジェクトの実施)

- 第6 政策支援プロジェクトの担当者（以下「担当者」という。）は、当該政策支援プロジェクトに係る所長の通達に定めるところに従い、政策支援プロジェクトを実施するものとする。
- 2 担当者は、政策支援プロジェクトの進捗状況に関し、適宜適切に所長に報告しなければならない。

(政策支援プロジェクトの成果報告)

- 第7 担当者は、政策支援プロジェクトが完了したときは、所長に対し速やかに成果報告を行わなければならない。
- 2 委員長は、政策支援プロジェクトが完了したときは、委員会を招集し、担当者に成果報告を行わせるものとする。